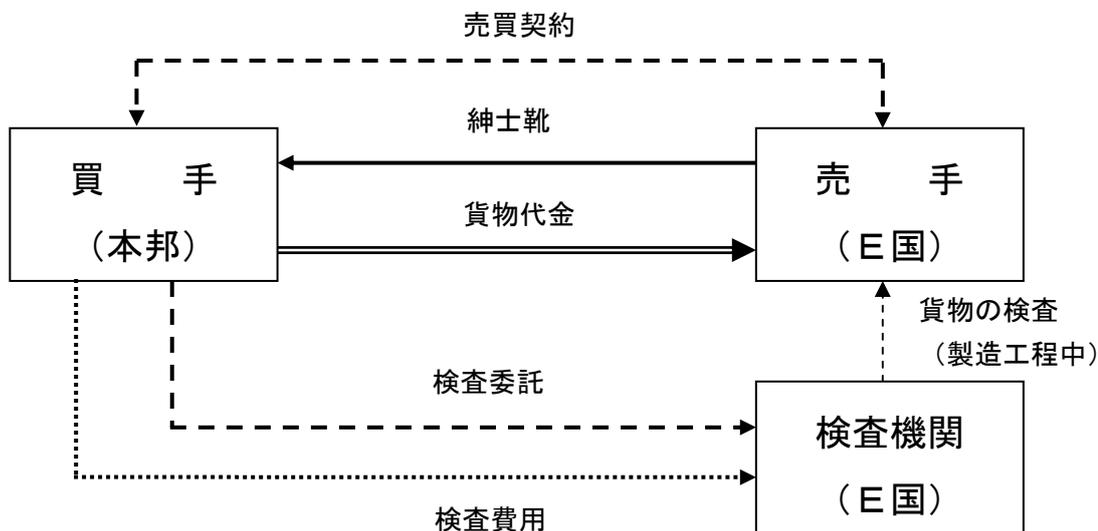


10. 買手の依頼を受けた検査機関が輸入貨物の製造工程で行う検査に
 要した費用（買手が品質等を確認するために行う場合）



【照会要旨】

当社（買手）は、売手から紳士靴を購入（輸入）します。

当社と売手との売買契約において、輸入貨物が契約に定める品質等に合致しているか否かを確認するための検査を売手が行い、本邦へ輸出することとしています。

今般、当社の要望により、輸入貨物の製造工程において、靴底部分が契約に定める品質等に合致しているか否かを確認するための抜き取り検査を、当社が依頼した検査機関により行うことを売手と合意し、当社は検査費用を検査機関に支払います。

なお、当社、売手、検査機関の間に特殊関係はありません。

輸入貨物の課税価格を計算するにあたって、当社が検査機関に支払う検査費用は、現実支払価格に含まれますか。

【回答要旨】

上記の取引において、貴社が検査機関に支払う検査費用は、輸入貨物の輸入取引の製造工程において、輸入貨物が契約に定める品質等に合致しているか否かを確認するために、買手が自己のために行った検査に要した費用と認められますので、現実支払価格に含まれません。

（理由）

「現実支払価格」とは、買手が売手に対して又は売手のために、輸入貨物に係る取引の状況その他の事情からみてその輸入取引の輸入取引をするために現実に支払った又は支払うべき総額をいい、売手の債務の弁済等の間接的な支払の額を含みます。

上記の取引において、検査機関が行う検査は、貴社（買手）の依頼に基づき、輸入貨

物が売買契約に定める品質等に合致しているか否かを製造工程において確認するために
行われる抜き取り検査です。

売手は、売買契約に定める品質等に合致する貨物を生産する上で必要な検査を別途行
っていますので、上記検査機関による検査は、貴社のために行われたものであり、売手
に代わって行われたものとは認められません。

したがって、貴社が検査機関に支払う検査費用は、その輸入貨物の現実支払価格に含
まれません。

【関係法令通達】

関税定率法第4条第1項

関税定率法施行令第1条の4

関税定率法基本通達4-2(1)、4-2の3(2)

注記

この質疑事例は、照会に係る事実関係を前提とした一般的な回答であり、必ずしも事案の内容の全部を
表現したものではありませんので、納税者の方々が行う具体的な取引等に適用する場合には、この
回答内容と異なる課税関係が生ずることがあることにご注意ください。

(具体的な貨物の関税評価上の取扱いについて輸入申告時の審査の際に尊重される回答を希望される場合
には、文書による事前教示をご利用下さい。)